

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 24 日

別 記 団 体 御 中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局看護課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可等に関する周知について（依頼）

標記について、別紙のとおり警察庁交通局交通規制課長より周知依頼がありましたので、内容について御了知いただくとともに、貴団体会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本通達では、駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関し、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（令和 6 年 3 月 22 日付け警察庁丁規発第 37 号）等に基づく従来の運用を基本的に継続しつつ、以下の点を案内しています。

- ・他の駐車可能な場所の有無を考慮する範囲を「おおむね 100 メートル以内に全国的に統一するほか、通学路やバス路線ではないかといった、審査において留意すべき事項を明確化するなど、許可要件の明確化等
- ・申請書及び添付書類を含め、申請手続に係る運用を全国的に統一
- ・反復継続的な用務に係る許可証の有効期間は、原則として 1 年以上とすることで全国的に統一
- ・医師の指示を受けた看護師等や、助産師が患者宅等を緊急訪問するための車両が駐車規制からの除外措置の対象となり得ることの明確化 等



(別記)

公益社団法人	日本歯科医師会
公益社団法人	日本薬剤師会
公益社団法人	全日本病院協会
一般社団法人	日本慢性期医療協会
一般社団法人	全国在宅療養支援医協会
一般社団法人	日本医療法人協会
一般社団法人	日本社会医療法人協議会
公益社団法人	全国自治体病院協議会
公益社団法人	日本精神科病院協会
一般社団法人	日本病院会
一般社団法人	国立大学附属病院長会議
一般社団法人	日本私立医科大学協会
一般社団法人	全国公私病院連盟
独立行政法人	国立病院機構
独立行政法人	地域医療機能推進機構
独立行政法人	労働者健康安全機構
社会福祉法人	北海道社会事業協会
社会福祉法人	恩賜財団済生会
日本赤十字社	
国家公務員共済組合連合会	
一般社団法人	全国社会保険協会連合会
一般財団法人	厚生年金事業振興団
一般社団法人	地方公務員共済組合協議会
全国厚生農業協同組合連合会	
健康保険組合連合会	
国立健康危機管理研究機構	
国立研究開発法人	国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人	国立がん研究センター
国立研究開発法人	国立長寿医療研究センター
国立研究開発法人	国立成育医療研究センター
国立研究開発法人	国立循環器病研究センター
日本医学会	
特定非営利活動法人	日本法医学会
一般社団法人	日本プライマリ・ケア連合学会
一般社団法人	日本在宅医療連合学会
一般社団法人	日本病院総合診療医学会
公益社団法人	日本医学放射線学会
公益財団法人	日本眼科学会
一般社団法人	日本形成外科学会
一般社団法人	日本外科学会
公益社団法人	日本産科婦人科学会

公益社団法人	日本小児科学会
一般社団法人	日本耳鼻咽喉科学会
公益社団法人	日本整形外科学会
公益社団法人	日本精神神経学会
一般社団法人	日本内科学会
一般社団法人	日本脳神経外科学会
一般社団法人	日本泌尿器科学会
公益社団法人	日本皮膚科学会
一般社団法人	日本病理学会
公益社団法人	日本麻酔科学会
一般社団法人	日本臨床検査医学会
一般社団法人	日本救急医学会
公益社団法人	日本リハビリテーション医学会
一般社団法人	日本看護系学会協議会
公益社団法人	日本栄養士会
一般社団法人	日本循環器学会
一般社団法人	日本心不全学会
公益社団法人	日本看護協会
公益財団法人	日本訪問看護財団
一般社団法人	日本精神科看護協会
一般社団法人	全国訪問看護事業協会
公益社団法人	日本助産師会
公益社団法人	日本認知症グループホーム協会
全国グループホーム団体連合会	
民間介護事業推進委員会	
一般社団法人	全国介護事業者連盟
一般財団法人	長寿社会開発センター
一般社団法人	全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会
特定非営利活動法人	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
日本介護クラフトユニオン(NCCU)	
公益社団法人	全国老人保健施設協会
一般社団法人	全国デイ・ケア協会
一般社団法人	日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人	日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人	日本言語聴覚士協会
一般社団法人	日本作業療法士協会
公益社団法人	日本理学療法士協会

令和 7 年 4 月 1 4 日

警察庁丁規発第 8 9 号

厚生労働省医政局地域医療計画課長

厚生労働省医政局看護課長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

警察庁交通局交通規制課長

訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可等に関する周知について（依頼）

訪問看護、訪問診療等（以下「訪問看護等」という。）に使用する車両に係る駐車許可及び駐車規制からの除外措置（以下「駐車許可等」という。）については、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（令和 6 年 3 月 22 日付け警察庁丁規発第 37 号）等に基づき運用していたところですが、先般閣議決定された規制改革実施計画（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）も踏まえつつ、駐車許可等に関する運用の統一を図るほか、関係手続等の合理化及び簡素化を推進するため、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和 7 年 3 月 31 日付け警察庁丙規発第 7 号ほか）等の新たな 3 本の通達を発出したところです。

については、これらの通達の内容等の周知を図るため、別紙により、貴課関係の医療・介護関係機関・団体に対する周知への御協力をお願いいたします。

令和 7 年 4 月
警察庁交通局交通規制課

駐車許可及び駐車規制からの除外措置についての御案内

警察庁では、駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関し、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和 7 年 3 月 31 日付け警察庁丙規発第 7 号ほか）等の通達（別添 1～3）を都道府県警察に対して発出しました。

これらの通達では、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（令和 6 年 3 月 22 日付け警察庁丁規発第 37 号）等に基づく従来の運用を基本的に継続しつつ、以下の点を規定しました。

- 他の駐車可能な場所の有無を考慮する範囲を「おおむね 100 メートル以内に全国的に統一するほか、通学路やバス路線ではないかといった、審査において留意すべき事項を明確化するなど、許可要件の明確化等
- 申請書及び添付書類を含め、申請手続に係る運用を全国的に統一
- 反復継続的な用務に係る許可証の有効期間は、原則として 1 年以上とすることで全国的に統一
- 医師の指示を受けた看護師等や、助産師が患者宅等を緊急訪問するための車両が駐車規制からの除外措置の対象となり得ることの明確化
- 許可証等の不正使用事案には、積極的な検挙、許可取消や車両の使用制限命令の検討等、厳正に対処

今後、これらの通達に基づき、各都道府県警察において公安委員会規則の改正等を行っていくこととなるところ、本年 7 月 1 日までにそうした作業を終えるように指導しているところです。

新たな運用の開始時期については、各都道府県警察に問い合わせていただくとともに、特に、新たな運用の開始直後や、許可申請場所が相当数に上る場合には、通常よりも審査等に時間を要する可能性があることから、警察署への事前相談や申請は、時間的余裕をもって行っていただきますようお願いいたします。

なお、駐車許可は、地域の交通実態等に応じて行っているものであり、申請しても必ずしも許可されるわけではありません。

詳しくは、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問い合わせください。